

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第17号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和32年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業施設の基準の緩和及び特例)</p> <p><u>第3条 条例第3条第2項の規則で定めるところにより、営業施設の基準に関する特例を定めることができる営業は、次項に掲げる営業とする。</u></p> <p>2 次の各号に掲げる営業に係る<u>条例第3条第1項の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 露店形態又は臨時的な営業（10日以内の営業に限る。）の方法により行う飲食店営業（販売する直前に食品を加熱する営業のほか、知事が別に定める営業に限る。） 別表第1</u></p> <p><u>(2) 短期間又は季節的な営業（4月以内の営業に限る。）の方法により行う飲食店営業 別表第2</u></p> <p><u>(3) 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいい、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）を利用して行う魚介類販売業 別表第3</u></p> <p>3 営業の形態その他特別な事情により<u>条例第3条第1項及び前項第3号の基準によることができない場合であって、知事が公衆衛生上支障がないと</u></p>	<p>第3条 削除</p> <p>(自動販売機を利用して行う営業等の特例)</p> <p><u>第4条 条例第5条の規則で定める営業は、次項第2号から第4号までに掲げる営業とする。</u></p> <p>2 次の各号に掲げる営業に係る<u>条例第4条の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 自動販売機を利用して行う飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び冰雪製造業 別表第1</u></p> <p><u>(2) 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいい、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）を利用して行う飲食店営業（販売する直前に食品を加熱する営業に限る。次号において同じ。）、喫茶店営業、菓子製造業（回転焼又はこれに類するものを製造する営業に限る。次号において同じ。）、乳類販売業、食肉販売業（包装された食肉を販売する営業に限る。）及び魚介類販売業（生食用の調理を行う営業を除く。） 別表第2</u></p> <p><u>(3) 露店形態又は臨時的な営業（おおむね1週間以内の営業に限る。）の方法により行う飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業 別表第3</u></p> <p><u>(4) 短期間又は季節的な営業（おおむね3月以内の営業に限る。）の方法により行う飲食店営業及び喫茶店営業 別表第4</u></p>

認めるときは、当該基準を緩和することができる。

(営業許可証)

第4条 保健所長は、法第55条第1項の規定により許可をしたときは、営業許可証(第1号様式)を申請者に交付する。

2 法第55条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、省令第71条の規定による届出をする場合において、営業許可証に記載された事項に変更があったときは、当該届出に係る書類にその営業許可証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3 許可業者は、省令第71条の2の規定による届出をするときは、当該届出に係る書類に営業許可証を添えなければならない。

4 許可業者は、営業許可証を亡失し、又は汚損したときは、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、申請の理由が当該営業許可証の汚損であるときは、当該申請に係る書類に汚損した営業許可証を添えなければならない。

5 営業許可証の再交付を受けた後、亡失した営業許可証を発見したときは、速やかに、発見した営業許可証を保健所長に返納しなければならない。

(休業又は再開の届出)

第5条 条例第5条第1項の規定による届出は、休業した日から10日以内に行わなければならない。

2 条例第5条第2項の規定による届出は、営業を再開した日から10日以内に行わなければならない。

(営業許可申請の添付書類)

第5条 省令第67条第1項に規定する申請書には、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 法人にあっては、法人であることを証する書類

(2) 水道水以外の水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を記載した書類

2 省令第67条第2項に規定する申請書には、前項第2号に掲げる書類を添えなければならない。

(営業許可証)

第6条 保健所長は、法第52条第1項の規定により許可をしたときは、営業許可証(第1号様式)を申請者に交付する。

2 法第52条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、省令第71条の規定による届出をする場合において、営業許可証に記載された事項に変更があったときは、当該届出に係る書類にその営業許可証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

3 許可業者は、営業許可証を亡失し、又は汚損したときは、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、申請の理由が当該営業許可証の汚損であるときは、当該申請に係る書類に汚損した営業許可証を添えなければならない。

4 営業許可証の再交付を受けた後、亡失した営業許可証を発見したときは、速やかに、発見した営業許可証を保健所長に返納しなければならない。

(廃業、休業又は再開の届出)

第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、廃業し、又は休業した日から10日以内に行わなければならない。

2 許可業者は、条例第7条第1項の規定による廃業に係る届出をするときは、当該届出に係る書類に営業許可証を添えなければならない。

3 条例第7条第2項の規定による届出は、営業を再開した日から10日以内に行わなければならない。

(書類の様式)

第6条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第58条第1項による届出に係る書類 自主回収届 (第2号様式)
- (2) 政令第5条第2項に規定する申請書 検査申請書 (第3号様式)
- (3) 省令第49条第1項に規定する届書 食品衛生管理者設置 (変更) 届 (第4号様式)
- (4) 省令第67条に規定する申請書又は省令第70条の2に規定する届出書 営業許可申請書・営業届 (第5号様式)
- (5) 省令第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項に規定する届出書 地位承継届 (第6号様式)
  
- (6) 省令第71条の規定による届出に係る書類 営業許可申請書・営業届 (変更) (第7号様式)
- (7) 省令第71条の2に規定する届出書 営業許可申請書・営業届 (廃業) (第8号様式)
- (8) 条例第5条第1項又は第2項の規定による届出に係る書類 休業 (再開) 届 (第9号様式)
- (9) 第4条第4項の規定による申請に係る書類 営業許可証再交付申請書 (第10号様式)

別表第1 (第3条関係)

- (1) 施設外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- (2) 従業員の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を設けること。
- (3) 1日の営業において約40リットル以上の水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (4) 省令別表第19第3号ホ、ヌ、カ及びソ並びに第4号ロ及びニからへまでの基準に適合すること。

(書類の様式)

第8条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 政令第5条第2項に規定する申請書 検査申請書 (第2号様式)
- (2) 省令第49条第1項に規定する届書 食品衛生管理者設置 (変更) 届 (第3号様式)
- (3) 省令第67条第1項又は第2項に規定する申請書 営業許可 (継続許可) 申請書 (第4号様式)
- (4) 省令第68条第1項に規定する届出書 相続による許可営業者の地位の承継届 (第5号様式)
- (5) 省令第69条第1項に規定する届出書 合併による許可営業者の地位の承継届 (第6号様式)
- (6) 省令第70条第1項に規定する届出書 分割による許可営業者の地位の承継届 (第7号様式)
- (7) 省令第71条の規定による届出に係る書類 営業許可申請事項変更届 (第8号様式)
  
- (8) 条例第7条第1項又は第2項の規定による届出に係る書類 廃業 (休業、再開) 届 (第11号様式)
- (9) 第6条第3項の規定による申請に係る書類 営業許可証再交付申請書 (第12号様式)

別表第1 (第4条関係)

営業施設の基準

- (1) 自動販売機は、衛生上支障がなく、かつ、屋内又はひさし、屋根等により雨水等を防止できる場所にあること。
- (2) 自動販売機を設置する場所の床は、不浸透性材料 (コンクリート、タイル等水が浸透しないものをいう。以下同じ。) で作り、排水が良好であり、かつ、清掃しやすい構造であること。
- (3) 飲食店営業にあつては、使用に便利な位置に、手指の消毒設備及び流水式手洗い設備を備えること。

#### 別表第2（第3条関係）

- (1) 従業員の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を設けること。
- (2) 省令別表第19（第3号ハ、ニ及びチの基準を除く。）に掲げる基準に適合すること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設にあっては、省令別表第19及び別表第21に掲げる基準に適合すること。

#### 別表第3（第3条関係）

省令別表第19、別表第20第1号及び第4号に掲げる基準並びにふぐを取り扱う営業に係る施設にあっては、別表第21に掲げる基準に適合すること。この場合において、別表第19第5号ハ及び別表第20第1号中、「令第35条第1号に規定する飲食店営業」とあるのは「令第35条第4号に規定する魚介類販売業」と、「調理」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。

- (4) 条例別表第2第1号(2)から(8)まで（(5)を除く。）及び(11)、第2号(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)並びに第3号に掲げる基準に適合すること。

#### 別表第2（第4条関係）

##### 営業施設の基準

- (1) 営業車は、不浸透性材料で作られた屋根及び壁を備え、かつ、閉鎖できる構造であること。
- (2) 乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業にあっては、機械式の冷凍設備又は冷蔵設備を営業車に備えること。
- (3) 水を使用する営業車には、使用水量に応じた容量の蓋付きの貯水タンクを備えること。この場合において、その内部は、容易にさびない不浸透性材料で作製、かつ、清掃しやすい構造としなければならない。
- (4) 水道水以外の水を使用する場合には、給水設備に殺菌装置又は浄水装置を備えること。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 使用に便利な位置に、手指の消毒設備を備えること。
- (6) 条例別表第2第1号(1)、(3)、(8)、(10)及び(11)並びに第2号(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)に掲げる基準に適合すること。

#### 別表第3（第4条関係）

##### 営業施設の基準

- (1) 手指の消毒設備を備えること。
- (2) 条例別表第2第1号(1)、(3)及び(10)並びに第2号（同号(3)及び(8)を除く。）に掲げる基準に適合すること。

#### 別表第4（第4条関係）

##### 営業施設の基準

第1号様式 (第4条関係)

(日本産業規格A列4番)

許可番号:

営業許可証

営業者氏名

(法人の場合は、その名称)

年 月 日付で申請のあった営業については、  
食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日: 年 月 日

香川県 保健所長 印

記

1. 営業の所在地

2. 営業の種類

3. 営業所の名称  
屋号又は商号

4. 有効期間

から まで

5. 備考

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

この処分に対する取消訴訟については、香川県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

条例別表第2第1号(1)から(5)まで及び(9)から(14)まで、第2号並びに第3号に掲げる基準に適合すること。

第1号様式 (第6条関係)

(日本産業規格A列4番)

第 号

営業許可証

氏名

(法人にあつては、その名称)

営業所所在地

営業所の名称、  
屋号又は商号

営業の種類

食品衛生法第52条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

香川県 保健所長 印

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

この処分に対する取消訴訟については、香川県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合を除きます。)

第2号様式 (第6条関係)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香川県 保健所長 殿

自主回収届 (着手/変更/終了)

食品衛生法第58条第1項の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
回収担当部門	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名 (ふりがな)		
回収委託先情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	委託事業者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
委託事業者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
製造所又は加工所情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな)		
製造所又は加工所の名称 (屋号、商号は追記してください) ※法人にあつては、その名称			
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称:		商品名:
	食品等の特定情報 (形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等)		
	※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。		
	回収の理由	内容	

回収する食品等の情報等	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等） ※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。	
	回収に着手した年月日	年 月 日
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）	
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等）※届出時点	
	健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）	
	健康への危険の程度※県において記載	内容※県において記載
画像 （商品の全体がわかる画像、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等） ※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。		
備考		
担当者	（ふりがな）	電話番号
	担当者氏名	

- 注 1 変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。なお、太枠内の箇所は変更等がない場合も記載してください。太枠内の箇所を変更する場合は、変更箇所がわかるように丸印をつけてください。
- 2 回収委託先情報については、営業者（届出者）が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。
- 3 製造所又は加工所情報については、一次産品の場合は出荷者等の営業所等の情報を、輸入者の場合は輸入業者の営業所等の情報を記載してください。
- 4 □については、該当するものに「」を記入してください。

第3号様式 (第6条関係)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香川県知事 殿

検 査 申 請 書

食品衛生法第26条第1項の規定による検査を受けたいので、申請します。

申請者情報	申請者住所 ※法人にあつては、所在地	
	(ふりがな)	
申請者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
営業施設情報	施設の所在地	
	(ふりがな)	
施設の名称、屋号又は商号		
製品情報	製品の名称：	
	製造又は加工の年月日：	
	申請数量	
担当者	(ふりがな)	電話番号
	担当者氏名	

注 同一の命令について既に検査の申請を行い、検査命令書の写しを提出している場合を除き、検査命令書の写しを添付してください。

第2号様式 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

検 査 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

食品衛生法第26条第1項の規定による検査を受けたいので、申請します。

製 品 の 名 称	
製造所又は加工所の所在地	
製造所又は加工所の名称	
製造又は加工の年月日	年 月 日
申 請 数 量	

注 同一の命令について既に検査の申請を行い、検査命令書の写しを提出している場合を除き、検査命令書の写しを添付してください。



第4号様式 (第6条関係)

(日本産業規格A列4番)  
年 月 日

香川県 保健所長 殿

食品衛生管理者設置(変更)届

下記のとおり、食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。

届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
施設情報	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
	施設の所在地 (ふりがな)		
食品衛生管理者情報	施設の名称、屋号又は商号		
	令第13条に規定する食品又は添加物の別	(ふりがな)	
	氏名	年 月 日生	
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
備考	設置(変更)年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書類 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書類	
	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

注 □については、該当するものに「し」を記入してください。

第3号様式 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

食品衛生管理者設置(変更)届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。

施設	所在地	
施設	名称	
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		
食品衛生管理者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	職名	
	職種	
	職務内容	
設置又は変更の年月日		年 月 日

注 次の書類を添付してください。

- (1) 食品衛生管理者の履歴書
- (2) 食品衛生管理者としての資格を証する書類
- (3) 食品衛生管理者の営業者に対する関係を証する書類

第5号様式 (第6条関係)

(表面)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香川県 保健所長 殿

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (第55条第1項・第57条第1項) の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生責任者の氏名 <small>※台設機器が使用された器具又は各種包装を製造する管理者を除く。</small>	受講した講習会	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	<small>※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。</small> <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
	業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
		輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>
<small>※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。</small>			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第4号様式 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

香川県 証紙欄  
(消印してはならない。)

営業許可 (継続許可) 申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者

郵便番号  
住所  
(ふりがな)  
氏名  
(法人にあっては、その名称  
及び代表者の氏名)

電話番号  
生年月日 年 月 日

食品衛生法第52条第1項の許可を受けたいので、申請します。

営業所所在地 (ふりがな) 営業所の名称、屋号又は商号	郵便番号	電話番号
営業設備の概要 (許可申請の場合)	別紙のとおり	
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
1		
2		
3		
4		
5		
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 (2) 食品衛生法第55条第1項又は第56条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと。	有・無  有・無

- 注1 所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。
- 許可番号及び許可年月日の欄には、継続許可申請の場合のみ現に受けている許可の番号及び許可年月日を記入してください。
  - 申請者の欠格事項の欄には、申請者 (法人にあっては、その業務を行う役員を含む。) に欠格事項に該当する事実があるときは、その内容を記入してください。
  - 次の書類を添付してください。
    - 許可申請の場合
      - ア 営業設備の構造を記載した図面
      - イ 法人にあっては、法人であることを証する書類
      - ウ 水道水以外の水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を記載した書類
      - エ 営業者から当該営業を譲り受けた者で、営業設備の構造を記載した図面及び営業設備の概要に変更がなく、図面の添付及び営業設備の概要の記載を省略する場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
    - 継続許可申請の場合
      - ア 水道水以外の水を使用する場合にあっては、水質検査の結果を記載した書類

(裏面)

申請者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係				
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。			<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。			<input type="checkbox"/>	
(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別				
	(ふりがな)		資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者設置(実習)届」も別途必要		受講した講習会		
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車による営業の場合		
① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)					
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水					
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設				<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		免許番号		
ふぐ処理師氏名 ※ふぐ処理を行う営業の場合					
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)		<input type="checkbox"/> 食品衛生責任者の資格を有することが確認できる書類		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨				
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考	
	1	年 月 日			
	2	年 月 日			
	3	年 月 日			
	4	年 月 日			
備考					

注 1 食品衛生法第 55 条第 1 項に基づく申請は両面を、第 57 条第 1 項に基づく届出は表面のみを記載ください。  
2  については、該当するものに「」を記入してください。

香川県証紙欄  
(消印してはならない。)

第6号様式 (第6条関係)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香川県 保健所長 殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生	
届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄	
被相続人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書 (相続人が二人以上いる場合)	
合併により消滅した法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)	
分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)	

第5号様式 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

相続による許可営業者の地位の承継届

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

生年月日

年 月 日

被相続人との続柄

次のとおり相続により許可営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始の年月日		年 月 日
営業所所在地		
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類		
現に受けている営業許可の番号及びその年月日		第 号 年 月 日

注 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247号第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

- 注 1 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 2 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

第6号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

合併による許可業者の地位の承継届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 主たる事業所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名

次のとおり合併により許可業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事業所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併の年月日		年 月 日
営業所所在地		
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類		
現に受けている営業許可の番号及びその年月日	第 号	年 月 日

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付してください。

第7号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

分割による許可営業者の地位の承継届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

次のとおり分割により許可営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

分割前の法人	主たる事業所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
分割の年月日		年 月 日
営業所所在地		
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類		
現に受けている営業許可の番号及びその年月日		第 号 年 月 日

注 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付してください。

第7号様式 (第6条関係)

(表面)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香川県 保健所長 殿

営業許可申請書・営業届 (変更)

食品衛生法施行規則第71条の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	法人番号:	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生責任者の氏名 <small>※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する事業者を除く。</small>	受講した講習会	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	<small>※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。</small> <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
	業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
		輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>
<small>※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認のために使用します。</small>			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第8号様式 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

営業許可申請事項変更届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり (住所又は氏名、営業所の名称、屋号又は商号) に変更があったので、食品衛生法施行営業設備の概要

規則第71条の規定により届け出ます。

営業所所在地	電話番号		
(ふりがな) 営業所の名称、屋号又は商号			
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
1 第 号 年 月 日			
2 第 号 年 月 日			
3 第 号 年 月 日			
4 第 号 年 月 日			
5 第 号 年 月 日			
変更年月日	年 月 日		
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
備考	考		

注 次の書類を添付してください。

- (1) 営業設備の概要に変更があった場合は、その変更内容を明示した営業設備の図面
- (2) 営業許可証に記載された事項に変更があった場合は、営業許可証



(裏面)

申請者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係				
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。			<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。			<input type="checkbox"/>	
(3) 法人であつて、その業務を行う従業員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別				
	(ふりがな)	資格の種類			
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者設置(変更)届」も別途必要		受講した講習会		
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車による営業の場合		
① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)					
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水					
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな)		免許番号		
ふぐ処理師氏名 ※ふぐ処理を行う営業の場合					
添付書類	<input type="checkbox"/>	施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	(営業許可証の記載事項に変更がある場合) 営業許可証	
	<input type="checkbox"/>	(飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	(食品衛生管理者に変更がある場合) 食品衛生管理者の資格を有することが確認できる書類	
	<input type="checkbox"/>	(申請者の氏名の変更の場合) 戸籍謄本等の氏名が確認できる書類	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考	
	1	年 月 日			
	2	年 月 日			
	3	年 月 日			
	4	年 月 日			
備考					

- 注 1 食品衛生法第 55 条第 1 項に基づく許可施設は両面を、第 57 条第 1 項に基づく届出施設は表面のみを記載ください。
- 2 太枠内の項目については、変更のある項目のみ記載してください。
- 3 変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。
- 4 については、該当するものに「レ」を記入してください。

第8号様式 (第6条関係)

(日本産業規格A列4番)  
年 月 日

香川県 保健所長 殿

営業許可申請書・営業届 (廃業)

食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	・(生年月日)	
営業施設情報	郵便番号:		FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	施設の所在地		
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
添付書類	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
廃業年月日			
備考			
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	

注 □については、該当するものに「」を記入してください。

第9号様式 削除  
第10号様式 削除

第9号様式 (第6条関係)

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

香川県 保健所長 殿

休業(再開)届

次のとおり休業(再開)したいので、食品衛生法施行条例第5条第1項(同条第2項)の規定により届け出ます。

届出者情報	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			
営業施設情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
施設の名称、屋号又は商号			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
届出事項	休業	休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再開	再開年月日	年 月 日
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		
備考			

第11号様式 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

廃業(休業、再開)届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり廃業(休業、再開)したので、食品衛生法施行条例第7条第1項(第7条第2項)の規定により届け出ます。

営業所所在地			
営業所の名称、屋号又は商号			
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
5	第 号 年 月 日		
届出区分	届出事項		
廃業	廃業年月日	年 月 日	
休業	休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
再開	再開年月日	年 月 日	

注 廃業届には、営業許可証を添付してください。

第10号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

香川県 保健所長 殿

営業許可証再交付申請書

営業許可証の再交付を受けたいので、食品衛生法施行細則第4条第4項の規定により申請します。

申請者情報	申請者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		
営業施設情報	申請者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		
	(ふりがな)		
添付書類	施設の所在地		
	(ふりがな)		
営業許可業種	施設の名称、屋号又は商号		
	<input type="checkbox"/> 営業許可証（営業許可証を汚損した場合） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
申請理由	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		
備考			

注 □については、該当するものに「△」を記入してください。

第12号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

営業許可証再交付申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住所

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

営業許可証の再交付を受けたいので、食品衛生法施行細則第6条第3項の規定により申請します。

営業所所在地	
営業所の名称、屋号 又は商号	
営業の種類	
許可番号及び許可 年 月 日	
申請理由	

注 営業許可証を汚損した場合は、その汚損した営業許可証を添付してください。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式から第12号様式まで（第9号様式及び第10号様式を除く。）による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。